

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	財務情報システム（調定・支出、法定調書等作成事務）	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	各課局等及び各出先機関	
個人情報ファイル等の利用目的	・ 所轄の税務署等に法定調書等を提出するために作成するため。 ・ 県費の支出事務を行うため。 ・ 歳入を徴収するための調定を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日・年齢、4 個人番号、5 口座番号、6 支払額・調定（納入）額	
記録範囲	源泉徴収（委員・講師等の報酬等）をされる者、県費の支払いを受ける者、納入者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②各課局等及び各出先機関	
	（所在地）①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	千葉県収入証紙関係ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	出納局、各地域振興事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県収入証紙の取扱いに関する事務処理を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 還付請求内容（または証紙引換内容）	
記録範囲	還付請求者（又は証紙引換請求者）	
記録情報の収集方法	本人（又は法人）からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）①総合窓口（総務部審査情報課） ②各地域振興事務所	
	（所在地）①千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階 ② https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kt/gyouzaisei/soshiki/soshiki/index.html （千葉県ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	国費歳入関係（徴収決定及び督促） ファイル	
実施機関の名称	千葉県会計管理者（歳入徴収官）	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	出納局	
個人情報ファイル等の利用目的	国に対して債務を負う者に係る国費の徴収事務において、適正な事務を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 本籍・国籍、3 住所、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 身体状況、8 家族状況、9 財産・収入、10 病歴、11 心身の機能障害、12 健康診断等の結果、13 医師等による指導又は診療若しくは調剤の事実	
記録範囲	債務者、債務者の家族	
記録情報の収集方法	事務事業課からの収集（各保健所及び市町村含む）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	会計検査院	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイルのうち歳入決議に係る書類の原本は、処理後一定の期間で会計検査院に送付する。 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル）に該当するファイルは、債権が消滅するまで債務者の氏名、住所、電話番号がシステムに保存される。	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	国費歳入関係（履行延期申請）ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	出納局	
個人情報ファイル等の利用目的	国に対して債務を負う者に係る国費の徴収事務において、適正な事務を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 本籍・国籍、3 住所、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 身体状況、8 家族状況、9 公的扶助、10 財産・収入、11 病歴、12 心身の機能障害、13 健康診断等の結果、14 医師等による指導又は診療若しくは調剤の事実	
記録範囲	債務者、債務者の家族	
記録情報の収集方法	事務事業課からの収集（各保健所含む）、市町村からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	会計検査院、債務者が住民登録をしている市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイルのうち歳入決議に係る書類の原本は、処理後一定の期間で会計検査院に送付する。	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	義援金入力表ファイル(受領証明書発行管理簿)	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	出納局	
個人情報ファイル等の利用目的	義援金の受領に係る事実関係を証明するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 送金日、5 送金金融機関、6 送金額	
記録範囲	義援金の送付者	
記録情報の収集方法	本人からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口(総務部審査情報課) (所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		